

大東監告示第4号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和3年3月25日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 中村ゆう子

【担当 監査委員事務局】

令和2年度 第2回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

会計室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局

2. 監査の期間

令和2年12月21日～令和3年2月24日

3. 監査の方法

大東市監査基準に基づき、会計室、議会、選挙委員会及び公平委員会の各事務局が分掌する令和2年度の事務事業について、又、必要なものにあつては令和元年度の事務事業について、関係する帳簿及び保管する文書の提出を求めた。

これらを基に担当部課等から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行が法令、条例、規則、要綱等に合致したものとなっているか、又、効果的、効率的に行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に是正すべき事項があつたので、下記のとおり指摘を行う。

(1) 事務局職員の代決等規定について【選挙管理委員会事務局】【公平委員会事務局】

選挙管理委員会と公平委員会の各事務局においては、文書の決裁に係る代決規定に関し、総括参事（課長）の代決規定がなく、総括参事の専決事項において、総括参事が欠けた場合の決裁に支障が生じる可能性がある。例規は、職員の業務のマニュアルともいえる存在であることから、速やかに、関係例規の改正を図られたい。

なお、選挙管理委員会事務局の事務処理の中で、文書番号の附番間違い、重複した告示番号、申請書や承諾書に受付印が押されていないものなど、不備がある文書が多

くみられた。文書事務は、職員の事務処理の基本であることから、起案者だけでなく、文書主任、回議を受ける者、決裁者の一層のスキルアップ、組織的なチェック体制の強化を図りたい。

(2) 選挙人名簿の閲覧について【選挙管理委員会事務局】

文書事務にも関連するが、選挙人名簿の閲覧については、平成18年の公職選挙法の一部改正時に、大きく変更となっている。本市においても、大東市選挙人名簿抄本の閲覧に関する要綱が制定されているが、法令に沿った改正がなされないまま現在に至っている。令和2年度の市長、市議会議員選挙の前にも、数件の閲覧申請があったが、当該要綱の規定に基づかず、法令に沿った取扱いが行われている。

本件については、改正手続中であるが、早急なる公職選挙法など上位法との整合性が図られた要綱を制定し、実施されたい。

(3) 選挙事務における委託契約について【選挙管理委員会事務局】

令和2年度においては、4月に市長、市議会議員選挙があり、多くの選挙に係る委託契約が締結された。時間に追われる中での契約でもあり、委託業務の内容が曖昧な仕様書、随意契約理由に疑義のあるものなど、委託契約事務に不備があるものが数多くみられたことを反省し、契約事務に対する取り組みの改善を図りたい。

なお、同じ事業者製の選挙関連機器で、その製造会社に点検等を委託する場合など、同じ事業者と同じ随意契約理由で何本も委託契約を締結している事例がある。これらの契約を統合することで、事務効率化の実現を図りたい。

(4) 会議録反訳業務委託について【議会事務局】

会議録反訳業務においては、同じ仕様書にも関わらず、本会議と委員会に契約が分割され、単価も異なっており、随意契約理由も疑義がある。又、反訳業務に引き続く冊子の製作も反訳と同じ事業者であり、やはり随意契約理由に疑義がある。

自治体の契約は競争入札が原則であり、法令に合致する特別な理由があるときのみ随意契約が認められるものである。これら業務の委託契約の方法を見直し、事務効率化の実現を図りたい。

(5) 映像インターネットサービス等の業務委託について【議会事務局】

大東市議会映像インターネットサービスと会議録検索システム用サーバーホスティングサービスについては、システムの継続性、データ処理において他の事業者では正確かつ安価に保守できないという観点から、当初にシステムを導入した事業者と毎回、複数年にわたって随意契約で保守契約を更新している。この方式によると、一旦システムが導入されると永続的に保守の随意契約が更新されることになる。

複数年にわたる長期契約など期間を区切ってシステムの導入を図る方式を採用するなど、漫然と随意契約が継続する状況の改善を図りたい。

指摘は以上であるが、会計室における慎重な資産運用や全庁的な物品管理の適正化に関すること、選挙管理委員会や公平委員会の各事務局の任命権者が事務局職員の異動についてあまり関与しておらず、評価に関しては全く関与していないこと、議会事務局における政務活動費の適正化に関することなど本定期監査で提起した課題について、それぞれの部局内又は関係機関と協議しながら改善を検討していただきたい。

5. 監査委員意見

今回の監査対象は、令和2年度の事務事業であり、年度当初からコロナ禍に見舞われ、会計室や、議会、選挙管理委員会、公平委員会の各事務局においては、多かれ少なかれ、通常業務に影響のあったことと推察する。特に選挙管理委員会事務局にあつては、コロナ禍が始まった直後の選挙であり、先行事例がなく、市民等の不安の中で実施され、コロナ禍での選挙事務執行の先駆的役割を果たされたことは、高く評価できるものと考えている。

又、前回の定期監査で多くの不備が見つかった議会事務局の政務活動費において、大幅な改善が図られたことは、職員の不断の努力の結果が現れたものと率直に敬意を表したいと思う。

しかし、他方、随意契約の位置付けの不明確さや文書事務の不備など、以前から見直すべきと指摘してきた課題を含めて、基本的な事務処理の改善点がまだまだ残されていることに忸怩たる思いがある。

以前は正しいとされていたことであっても、今も正しいとは限らない。代々引き継がれてきた仕事のやり方であっても疑問があれば自ら変えていく。組織としてそのような姿勢が今の時代には求められている。

幹部職員が率先して見直しを進めて頂き、市政に対する市民の信頼が揺らぐことのないようお願いしたい。